小野市公告第５１号

小野農業振興地域整備計画を変更し定めるので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和４４年法律第５８号）第１３条第４項において準用する同法第１１条第１項の規定により、当該変更に係る農業振興地域整備計画案について変更理由を付して、令和８年１０月２０日から起算して３０日間（令和８年１１月１９日まで）小野市地域振興部産業創造課において縦覧に供する。

なお、上記の縦覧期間中に小野市民は、同法第１１条第２項に基づき農業振興地域整備計画案に対して、小野市に意見を提出することができる。

また、農業振興地域整備計画案のうち農用地利用計画案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関して権利を有する者は、同法第１１条第３項に基づき農用地利用計画案に対して異議があるときは、令和８年１１月１９日の翌日から起算して１５日以内（令和８年１２月４日まで）に小野市までこれを申し出ることができる。

令和８年１０月２０日

小野市長　蓬莱　務

（別紙）

１　意見書の提出先等

(1)提 出 先　　小野市地域振興部産業創造課

(2)提出方法及び提出期限

郵送、ＦＡＸ、電子メールによる提出のみとし、電話による意見は受け付けない。

なお、郵送による提出期限は、縦覧完了日の令和８年１１月１９日の消印のあるものまで、ＦＡＸ及び電子メールによるものは縦覧完了日の令和８年１１月１９日中に送信されたものまでとする。

郵　送：〒６７５－１３８０
小野市中島町５３１番地　小野市地域振興部産業創造課
ＦＡＸ：０７９４－６３－２６１４
電子メール：sangyo@city.ono.hyogo.jp

(3)提出に当たっての注意事項

ア　意見書は、農業振興地域整備計画案に対する意見以外には提出することは出来ない。

イ　意見書には、個人の場合にあっては、住所、氏名、職業を、法人の場合にあっては、法人名、代表者名、事業所の所在地を記載すること。

ウ　提出された意見書は、その内容を公表する場合がある。
ただし、特定の個人が識別しうる個人情報、財産権等を害するおそれがある等の場合は、公表の際に当該箇所を伏せて対応するものとする。

エ　提出のあった意見には個別の回答はせず、小野農業振興地域整備計画の公告時に、意見の要旨とその処理結果を併せて公告する。

(4)意見書の処理方法

提出された意見については、必要に応じ農業振興地域整備計画案の修正意見として取り入れることとする。なお、その際には、小野農業振興地域整備計画の変更公告時にその処理結果を公表する。

２　異議申し出の際の提出先等

(1)提 出 先　小野市地域振興部産業創造課

(2)提出方法及び提出期限

郵送又は持参による提出とし、縦覧完了日の翌日（令和８年１１月２０日）から令和８年１２月４日までに提出されたものとする。

郵　送：〒６７５－１３８０
小野市中島町５３１番地　小野市地域振興部産業創造課

持参窓口：小野市地域振興部産業創造課

(3)提出に当たっての注意事項

異議の申出は、次の事項を記載した書面に異議申出人が、押印して行うこと。異議申出人が法人その他社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって異議申出をするときは、異議申出書には、次の事項のほか、その代表若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所を記載すること。

・異議申出人の氏名及び年齢又は名称並びに住所
・異議申出に係る農用地利用計画の案
・異議申出人が、農用地利用計画の案に係る当該農用地区域内の土地について有する所有権その他の権利の種類及びその土地の所在並びにその土地について異議申出人以外の者が有する所有権、その他権利の種類及びその者の氏名又は名称及び住所
・異議の申出に係る農用地利用計画の案の縦覧があったことを知った日
・異議申出の趣旨及び理由
・市の異議申出ができる旨の教示の有無及びその内容
・異議申出の年月日